

福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱

(令和2年3月31日付け元出第2480号会計管理者通知)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県が発注する物品の製造の請負、買入れ及び修繕（以下「物品購入等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱第5条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、福島県が実施する物品購入等の契約に係るすべての競争入札への参加を制限する措置（以下「参加資格制限」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 知事は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

なお、適用する物品購入等の発注方法は、競争入札に限らず、随意契約によるものも含むものとする。

- 2 知事が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、物品購入等業務を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「物品購入等業務執行権者」という）は、当該参加資格制限に係る有資格者を入札に参加させてはならず、また、落札者としてもならない。
- 3 物品購入等業務執行権者は、前項において参加資格制限に係る有資格者に対し現に一般競争入札参加資格確認を行っているときは、落札決定前に限り、当該一般競争入札参加資格確認を取り消すものとする。

(参加資格制限期間の特例)

第3条 有資格者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号に定める期間の最も長い期間のものをもって措置するものとする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制限期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。
 - (1) 参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。（次号に掲げる場合を除く。）
 - (2) 別表第7号から第10号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第7号から第10号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 知事は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるとき

は、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 知事は、参加資格制限期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。
- 6 知事は、参加資格制限期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について参加資格制限を解除するものとする。
- 7 知事は、参加資格制限期間中の有資格者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、既に措置されている参加資格制限期間の終期の翌日を始期として参加資格制限を行うものとする。
- 8 知事は、新たに有資格者となった者について、参加資格制限を行う場合は、資格認定日を始期として行う。この場合、該当する事実により既に参加資格制限がなされた者があるときは、その参加資格制限が行われた日から期間を定め、資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。また、該当する事実により参加資格制限がなされた者がいないときは、その事実を知り得た日から期間を定め、その参加資格制限期間のうち資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。
- 9 第2項、第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第3条第4項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、別表第8号、第9号又は第10号の措置要件に定める期間の2倍の期間とする（ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。）。

- (1) 県の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の調査において、有資格者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第8号又は第10号に該当したとき。
- (2) 別表第8号、第9号又は第10号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 別表第8号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定による課徴金加算措置の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第8

号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

(5) 県又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第10号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

第5条 別表第8号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、参加資格制限の期間が別表第8号に規定する期間の短期を下回るときは、第3条第3項の規定を適用するものとする。

第6条 知事は、別表第7号、第8号、第10号又は第12号（委員会の調査審議によって談合等の不正行為があったと認められた場合に限る。）の措置要件に該当する有資格者のうち、単独で、委員会に当該不正行為に関する事実を自ら報告した有資格者について、次の各号の定めるところにより参加資格制限の期間を短縮又は免除することができる。

(1) 減免適用事業者数は、3者までとする。

(2) 福島県入札制度等監視委員会運営規程第7条第4号の決定（第6号の規定により「部会」を「委員会」と読み替えた場合を含む。）の前に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間すべてを免除するものとする。

(3) 前号の決定後に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

（参加資格制限期間の承継）

第7条 参加資格制限期間中の有資格者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格者の業務を承継した有資格者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた有資格者の役員が、業務を受け継いだ有資格者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

（報告）

第8条 物品購入等業務執行権者は、有資格者が、別表各号に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を入札用度課長に報告しなければならない。この場合において、公所長は、当該物品購入等を所掌する本庁の課長を経由のうえ入札用度課長に報告するものとする。

（審査）

第9条 入札用度課長は、前条の報告を受けたとき又は有資格者が別表各号に該当する事実を知

ったときは、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審査をしなければならない。

2 前項の規定は、第3条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

(参加資格制限の通知等)

第10条 入札用度課長は、前条の審査の結果、第2条第1項の規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、知事の決裁を受け、様式第2-1号によりその旨を当該有資格者に、及び様式第2-2号により物品購入等業務執行権者に対して通知するものとする。ただし、当該有資格者に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 前項の規定は、第3条第5項、第6項及び第7条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第3号から様式第5号までにより通知を行うものとする。

3 入札用度課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、第8条の報告を行った物品購入等業務執行権者等に対し、報告事案の処理結果を書面で連絡するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 物品購入等業務執行権者は、参加資格制限期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ入札用度課長に協議するものとする。

(下請等の禁止)

第12条 物品購入等業務執行権者は、参加資格制限期間中の有資格者が、当該物品購入等業務執行権者の契約に係る物品購入等の全部若しくは一部を下請けし、受託し、又は保証人となることを認めてはならない。

なお、参加資格制限期間中に資格を喪失した者についても、参加資格制限期間が満了するまでの間は同様に扱うものとする。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第13条 入札用度課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第14条 第2条1項、第3条第5項（ただし、期間の延長の場合に限る。）の措置を受け（第7条の規定に基づく期間の承継を含む。）、又は前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、別に定める福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領の規定による。

(参加資格制限の公表)

第15条 入札用度課長は、第2条第1項、第3条第5項及び第6項の措置を行ったとき（第7条の規定に基づく期間の承継があったときを含む。）は、入札用度課のホームページに掲載し、公表するものとする。

2 前項の規定により掲載する事項は、次のものとする。

- (1) 法人番号
- (2) 商号又は名称
- (3) 主たる営業所の所在地
- (4) 代表者氏名
- (5) 参加資格制限期間
- (6) 参加資格制限理由

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われていた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各号の措置要件に該当する場合は、この要綱を適用するものとする。
- 3 物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱中第7条から第11条までを削る。
- 4 この要綱の施行日以前に行った前記3の要綱に基づく参加資格制限等の措置は、この要綱の規定に基づく措置とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 措置要件

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 県が発注する物品購入等(以下「県発注物品購入等」という。)の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
2 県発注物品購入等の契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書(添付資料を含む。)、その他の入札前の調査資料等若しくは契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
(過失による粗雑品の納入等)	
3 県発注物品購入等の履行に当たり、過失により物品及び修繕を粗雑にしたと認められるとき(その引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内
(契約違反)	
4 第3号に掲げる場合のほか、県発注物品購入等の履行に当たり、契約に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 6 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 県発注物品購入等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)	
6 県発注物品購入等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内
(贈賄)	
7 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18 か月以上 24 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
8 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(第10号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内

措置要件	期間
<p>9 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害等)</p>	
<p>10 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p>	
<p>11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格者等が暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>(3) 有資格者等が、暴力団等に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 有資格者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(5) 有資格者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>(6) 有資格者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p> <p>(7) 有資格者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>(8) 有資格者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と原材料の購入契約その他契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p> <p>(9) 有資格者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(10) 上記を除くほか、有資格者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上24か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(11) 県発注物品購入等の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けながら、県への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 2 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>1 3 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別記

参加資格制限措置の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱い

福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱（平成31年3月25日付け30出第2568号会計管理者通知。以下「措置要綱」という。）第6条の規定に基づく参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱いを次のように定める。

（調査審議決定前の不正行為の概要についての報告）

第1条 措置要綱第6条の規定に基づく参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）に対し行おうとする者（以下「報告者」という。）は、様式第6号による報告書1通をファクシミリを利用して送信することにより福島県総務部入札監理課（以下「入札監理課」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出に関するファクシミリの番号は、024-521-9727とする。

3 ファクシミリを利用して第1項に規定する報告書が提出された場合は、入札監理課が受信した時に、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす。（以下同様に、この事務取扱い中入札監理課に提出された報告及び資料は、委員会に対し提出されたものとみなす。）

4 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を入札監理課に提出しなければならない。

（報告の確認及び提出期限の通知）

第2条 入札監理課は、前条第1項に規定する報告書を受領したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の受領並びに様式第7号による報告書による当該不正行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（以下「提出期限」という。）を電話により通知するものとする。

（調査審議決定前の報告及び資料の提出）

第3条 報告者は、前条で通知された提出期限までに、様式第7号による報告書1通及び資料を委員会に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出）

第4条 調査審議に出席を求められた者又は第2条の通知において報告書による報告が調査審議決定後であるとされた者が、参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を委員会に対し行おうとするときは、次条に規定する期日までに、様式第7号による報告書1通及び資料を入札監理課に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、ファクシミリを利用して送信することにより提出しなければならない。

3 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を入札監理課に提出しなければならない。

（調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限）

第5条 調査審議決定後の報告及び資料の提出を行うべき期限は、調査審議が行われた日の初日から起算して6日（福島県の休日を含めない。）とする。

(報告書及び資料の提出の順位等)

第6条 提出期限までに第3条又は第4条に規定する報告書及び資料の提出を行った者が4以上あるときは、第1条第1項に規定する報告書の提出の先後及び第4条第1項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

(第三者への秘匿義務)

第7条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

(報告書及び資料の取扱い)

第8条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に基づき提出された報告書及び資料は、公正取引委員会及び捜査機関に提供する場合を除き、公表しないものとする。

様式第1号（第8条関係）

文書記号及び番号

年 月 日

入札用度課長

（各発注機関の長）

参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記物品購入（修繕）競争入札参加有資格者について、参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱第8条の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

1 該当有資格者

（1）商号又は名称及び代表者氏名

（2）所在地

2 参加資格制限措置要件に該当する事実又は行為等

（1）事実又は行為等の発生日時及び概要等

（2）対応経過等

（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

出第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

物品購入等競争入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る物品購入等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は保証人となることはできません。

記

- 1 参加資格制限の期間
- 2 参加資格制限の理由

教示

この通知に対して不服がある場合は、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

出第 号
年 月 日

様

福島県知事

物品購入等競争入札参加資格制限通知書

次のとおり物品購入（修繕）競争入札参加有資格者に対して参加資格制限の措置を行ったので通知します。

なお、参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る物品購入等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は保証人となることはできません。

また、当該事業者に対し、既に入札への参加を認め又は随意契約における見積りに選定しているものについては、取消しの措置を行ってください。

- 1 登 録 番 号
- 2 住所又は所在地
- 3 商号又は名称
- 4 代表者氏名
- 5 参加資格制限期間
- 6 参加資格制限理由

様式第3号（第10条第2項関係）

出第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

物品購入等競争入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付け第 号をもって参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このたび下記のとおり当該参加資格制限期間を変更したので通知します。

記

- 1 変更前の参加資格制限期間
- 2 変更後の参加資格制限期間
- 3 参加資格制限期間変更の理由

教示

この通知に対して不服がある場合は、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

様式第4号（第10条第2項関係）

出第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

物品購入等競争入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付け第 号をもって参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このたび下記のとおり当該参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 参加資格制限の解除期日
- 2 参加資格制限解除の理由

出第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

物品購入等競争入札参加資格制限期間承継通知書

このたび、貴社が、現在参加資格制限期間中である ① から ② ことに伴い、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

- 1 参加資格制限の承継期間 ③
- 2 参加資格制限承継の理由 ④

教示

この通知に対して不服がある場合は、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

（注）

- 1 ①には、参加資格制限期間中の有資格者名を記載する。
- 2 ②は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- 3 ③には、参加資格制限の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、参加資格制限の期間中の有資格者名、受け継いだ業務内容、概要等を記載する。

様式第6号（第6条関係）

物品購入等競争入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会
（福島県総務部入札監理課長）
（ファクシミリ番号 024-521-9727）

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印
電話番号
（担当者の職名及び氏名）

福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱第6条の規定による参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○報告する不正行為の概要

1 当該行為の対象となった物品名等	
2 当該行為の内容	
3 当該行為の時期	年 月 日

記載上の注意事項

1 当該行為の対象となった物品名等

当該行為の対象となった物品名などについて、その対象が分かるように具体的に記載すること。物品名等をどのように記載したらよいか分からないときは、入札月日や開札場所など、対象を特定できる項目を記載すること。

2 当該行為の内容

例えば、入札参加者、対象となる物品等の発注者（〇〇課など県の機関名を記載する）等が分かるように、具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

3 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

ファクシミリ送信後、報告書の正本を郵送すること。

様式第7号（第6条関係）

物品購入等競争入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会
（福島県総務部入札監理課長）
（ファクシミリ番号 024-521-9727）

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印
電話番号
（担当者の職名及び氏名）

福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱第6条の規定による参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった物品名等	
(2) 当該行為の内容	
(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」	
(4) 当該行為の時期	年 月 日

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在の役職名及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名 （当該役職にあった時期）	氏名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名 及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏名

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

5 その他参考となるべき事項

6 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

記載上の注意事項

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった物品名等

当該行為の対象となった物品名、発注者（〇〇課など県の機関名を記載する）などについて、その対象が分かるように具体的に記載すること。

(2) 当該行為の内容

例えば、落札予定者の選定方法（ルールの内容）、伝達方法等が分かるように具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所等についても具体的に記載すること。

(4) 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も可能な範囲で記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 当該行為に関与している者を可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、参加した入札について、落札予定者が決定された経過、自己が落札予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が落札予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況などが分かるように記載すること。

5 その他参考となるべき事項

(1) 例えば、関係する事業者団体の概要等、参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第3号に定める入札談合等関与行為に係ると考えられる事実（いわゆる官製談合）がある場合は、その内容についても記載すること。

6 提出資料

- (1) 当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等、前記1から5までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し提出すること。
- (2) 前記1から5までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の1番目のものには「2-①」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

ファクシミリ送信後、報告書の正本を郵送すること。